



# 若草地区集会所管理規則

平成 25 年 4 月 28 日

若草一～八丁目町内会

## 若草地区集会所管理規則

### (目的)

第1条 この規則は、若草地区集会所の維持・保全・改修・日常管理（以下「管理」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

### (適用)

第2条 若草地区内にある、若草第一集会所、若草第三集会所、若草第五集会所、若草第六集会所、若草第七集会所（以下「集会所」という。）の管理に適用する。

### (集会所管理委員会)

第3条 集会所の管理の為、若草一～八丁目町内会で構成する若草地区集会所管理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、志津南地区まちづくり協議会の本部に所属するものとする。
- 3 委員会の委員は、若草一～八丁目町内会の会長が就くものとし、委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員会には、建物の維持管理に必要な専門知識を有する協力員を置くことができる。
- 5 会計処理は、まちづくり協議会の事務局が担当する。
- 6 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

### (建物の改修等)

第4条 集会所建物の改修等（解体を含む）の計画の実施にあたっては、若草一～八丁目町内会の全戸数の過半数の同意を必要とする。

### (会計年度)

第5条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

### (経費)

第6条 経費は、会費、賛助会費、寄附金、交付金、助成金、委託料、使用料等の収入をもってこれに充てる。

### (会費)

第7条 会費は、若草一～八丁目町内会の戸数に応じた金額とし、1戸あたりの額は75円/月（900円/年）とする。

- 2 各町内会は、4月と10月に半期分の会費を納めるものとする。ただし、半期の途中で転出・転入がある場合は、その期末に精算するものとし、転出・転入の月の分は徴収しない。

(使用料)

第8条 本地区以外の住民が主催して使用する場合は、1時間当たり500円の使用料を管理町内会等に納入しなければならない。管理町内会等は、徴収した使用料をまちづくり協議会の事務局に納入するものとする。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、若草一～八丁目町内会の全戸数の過半数の同意をもって行うことができる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、日常管理に必要な事項は委員会にて定める。

付則

この規則は、平成25年4月28日から施行する。

## 若草地区集会所日常管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、若草地区集会所管理規則第10条の規定に基づき、集会所の日常管理について必要な事項を定めるものである。

(管理町内会等)

第2条 集会所の日常管理（使用管理、備品管理および清掃管理）を行う管理町内会等は次のとおりとする。

名称	場所	管理町内会等
若草第一集会所	若草一丁目9番地16	若草一丁目・若草二丁目
若草第三集会所	若草三丁目5番地7	若草三丁目・若草四丁目
若草第五集会所	若草五丁目6番地1	若草五丁目
若草第六集会所	若草六丁目2番地2	社会福祉協議会
若草第七集会所	若草七丁目5番地6	若草七丁目・若草八丁目

(集会所の利用)

第3条 集会所は、まちづくり活動、住民の福祉活動および文化活動などのために有効に利用するものとする。ただし、次の場合は、使用を認めない。

- (1) 公の秩序または風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 本地区の住民以外の使用者が、定期的に日時を拘束するとき。
- (3) その他、管理町内会等が適当でないと認めたとき。

2 集会所には管理日誌を備え、集会所の日常管理状況を記録する。

3 集会所を使用する場合は、使用責任者は事前に管理町内会等の許可を得なければならない。

4 使用時間は原則として9時から21時までとし、緊急を要し規定時間外で使用する場合は、管理町内会等の承認を得ること。

5 使用責任者は集会所を使用するにあたり、以下の事項の責務を負うものとする。

- (1) 集会所近隣に迷惑がかからないよう心掛ける。
- (2) 集会所への往来は徒歩を原則とし、自動車の使用は自粛する。
- (3) 付属設備、備品および収納物品等は持ち出さない。
- (4) 使用後は、原状に還元し、清掃する。
- (5) 飲食等で発生したゴミは持ち帰る。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、委員会の議決をもって行うことができる。

付則

この規程は、平成25年4月28日から施行する。